

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	自然公園法の一部を改正する法律案	
規制の名称	利用のための規制の強化	
規制の区分	拡充	
担当部局	環境省自然環境局国立公園課	
評価実施時期	令和3年2月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>自然公園法においては、国立公園等に係る利用に関する規制として、特別地域等において国立公園等の利用者に著しく迷惑をかける行為等をしてはならないこととされている。一方、国立公園等においては、野生動物への餌付け等の行為により、一定の場所に誘引されたり、人に対する警戒心が低下してしまうことにより、公園利用の場所に現れることによって、国立公園等の利用上の支障が生じる事態が発生しているが、野生動物への餌付け等の行為については、現行の自然公園法においては規制がされていない。当該行為に対する規制を行わない場合には、野生動物が人の利用する空間に、より一層容易に出没することにつながり、それにより国立公園等の利用に支障を生ずる事態が発生することとなる。</p> <p>そのため、国立公園等に係る利用のための規制の対象行為に、野生動物に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で政令で定めるものであって、国立公園等の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うことを追加し、国又は都道府県の職員の指示を行ったにもかかわらずこれに従わずにみだりに当該行為を行う場合には罰則の対象とすることとする。当該規制の導入により、野生動物による人や所有物への被害を防止し、野生動物による国立公園等における利用上の支障に係る事態の発生を防止が図られ、国立公園等の安全かつ円滑な利用が確保されることとなる。</p>	
想定される代替案	野生動物の出没が見込まれる時期として、環境大臣が指定する時期に限定して、改正案と同様の規制を置くこととする。	
直接的な費用の把握	要素	代替案の場合
	遵守費用	遵守費用は発生しないと考えられる。
	行政費用	改正案と同様の行政費用が発生することに加え、規制時期を明示するための普及啓発に係る費用や適切な規制時期を決定するための検討を行うための調査の実施等に係る事務費用が追加的に発生することが想定される。
直接的な効果（便益）の把握	規制の導入により、野生動物による人や所有物への被害を防止し、野生動物による国立公園等における利用上の支障に係る事態の発生を防止が図られ、国立公園等の安全かつ円滑な利	当該規制の導入によって、一定の効果が見込めるものの、野生動物の出没時期については気候変動等、様々な要因によって変化が生じることが想定さ

	用が確保されることとなる。	れる。事前に十分な調査を行った上でその規制時期を決定したとしても、これらの要因も踏まえて当該野生動物の出没時期を正確に予測することは困難であると考えられ、仮に環境大臣が指定する期間以外で当該野生動物が出没し、これらの野生動物に対して餌付け等の行為が行われた場合には、当該行為に対し指示を行うことができないことから、野生動物による人や所有物への被害を防止し、国立公園等の利用上の支障の発生を十分に防止することができないおそれがある。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	副次的な効果として、野生動物の生態へ的人為的な悪影響を低減させ、生物多様性の確保に寄与し得る。	改正案と同様に、一定の効果が見込めるものの、野生動物の出没時期を事前に正確に予測をすることが困難であり、仮に環境大臣が指定する時期以外に野生動物が出没し、これらの野生動物に対して餌付け等の行為が行われた場合には、当該行為に対し指示を行うことができないことから、左記の影響は限定的となる可能性がある。
費用と効果（便益）の関係	当該規制案については、効果（便益）を金銭価値化することは難しいものの、当該規制の導入によって、野生動物による人や所有物への被害等を防止し、国立公園等の利用に支障を生ずる事態の防止が図られ、国立公園等の安全かつ円滑な利用が確保されることとなることから、明らかに効果（便益）が費用より大きいと考えられるため、当該規制を導入することが妥当である。	
その他の関連事項	当該規制案については、中央環境審議会自然公園等小委員会における4回の検討会、パブリックコメントを経て、令和3年1月26日の会議において取りまとめられた、1月29日付けの答申「自然公園法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について」の内容に基づいて立案している。	
事後評価の実施時期等	当該規制については、自然公園法の一部を改正する法律案附則第3項において法施行後5年経過時に見直す旨が規定されているため、施行から5年経過後に事後評価を実施する。	
備考	—	